

省エネ改修に係る固定資産税の減額措置

適用期間：平成 20 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

◆概要

平成 26 年 4 月 1 日以前^(注)から所在する家屋に対して一定の省エネ改修工事^{*}を行った場合において、翌年度の固定資産税額から 3 分の 1 が減額されます。(120 平方メートル相当部分まで)

(注) 令和 4 年 3 月 31 日までに省エネ改修を行った場合は平成 20 年 4 月 1 日以前から所在する家屋

※一定の省エネ改修工事

平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する家屋に対して行う以下の表のアの改修工事又はアとあわせて行うイ、ウ、エの改修工事（ア、イはいずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。）

ア	窓の断熱改修工事 必須
イ	床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
ウ	太陽光発電装置の設置工事
エ	高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置

◆適用を受けるための主な要件

- 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する家屋であること省エネ改修後の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること
- 店舗等併用住宅の場合は、床面積の 1 / 2 以上が居住用であること
(ただし、賃貸住宅部分は控除対象外)
- 省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成 28 年省エネ基準相当に新たに適合すること
- ア～エの合計額が税込 60 万円を超えていること（ウ、エの設備設置工事を行う場合は、ア及びアと併せて行うイの工事に充てた工事費用が税込 50 万円を超え、ア～エの合計額が税込 60 万円を超えていること）
- 令和 8 年 3 月 31 日までに工事を完了すること

◆適用を受けるために必要な手続

工事完了日から**3ヶ月以内**に、以下の書類を市へ提出してください。

- 固定資産税減額申告書
- 省エネ住宅であることを証明するもの
- 改修工事の費用を証する書類（領収書等）
- 改修工事箇所の平面図

問い合わせ・提出先：中津川市税務課資産税係 0573-66-1111（内線 131～135）